

## 住民会計課からのお知らせ

# 令和7年度の国民健康保険税

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者の皆さんが互いに助け合う制度です。町では健全な財政運営を図るため、令和7年度の保険税率を引き上げました。将来にわたって安心して医療を受けられるよう保険制度の安定的な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税の納税通知書は毎年7月にお送りしています。納期限までの納付にご協力をお願いします。

☎住民会計課 65-8994



### 保険税率および計算方法（令和7年度～）

年齢区分	所得割		資産割		均等割(個人)		平等割(世帯)	
	算定額	税率	算定額	税率	加入者数	均等割額	加入者数	均等割額
65歳以上75歳未満の人	医療保険分 (課税限度額66万円) 前年中の所得金額 -43万円 ×6.8%	+	算定額 (被保険者の 固定資産税) ×22.2%	+	加入者数 ×18,000円	+	24,800円	
40歳以上65歳未満の人	後期高齢者支援金分 (課税限度額26万円) 算定額 ×3.1%	+	算定額 ×9.7%	+	加入者数 ×7,700円	+	10,600円	
40歳未満の人	介護納付金分 (課税限度額17万円) 算定額 ×2.4%	+	算定額 ×10%	+	40~64歳の 加入者数 ×9,000円	+	9,100円	

医療保険分……国民健康保険の被保険者の医療給付に充てられます。  
 後期高齢者支援金分……後期高齢者医療制度を支援するために充てられます。  
 介護納付金分……介護保険制度を支援するために充てられます。

### 納付方法

#### 普通徴収による納付（口座振替・納付書払い）

納付月は7月から翌年2月まで年8回払いです。年度途中の加入者などの異動で、納付開始月、最終月、納付回数が異なることがあります。

納期限	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	翌年1月末	翌年2月末

#### 特別徴収による納付（世帯主の年金からの天引き）

国保に加入している人で、次の全てに該当する場合、支給される年金から保険税が差し引き（特別徴収）されます。

1. 世帯主が国保加入者であること
2. 世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であること
3. 特別徴収の対象となる世帯主の年金の年額が18万円以上であり、保険税と介護保険料との合計額の2分の1を超えていないこと

納期月	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月

### 詳しく知りたい方は

国民健康保険税率が変わることについて詳しくは、  
 ● 広報くずまき3月号（8～9ページ）  
 ● 町ホームページ  
 をご確認ください。



### 忘れずに納めましょう

第1期の納期限  
7月31日(木)

## 住民会計課からのお知らせ

# 戸籍にフリガナが記載されます 氏名のフリガナを確認する通知が届いたら確認を！

令和7年5月26日から戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まりました。これまで、氏名のフリガナは戸籍に記載されていませんでしたが、記載事項に追加されることとなります。

☎住民会計課 65-8993

### 戸籍に記載されるフリガナの通知が届きます！

本籍地の市町村から戸籍に記載される予定のフリガナが通知されます。通知書（はがき）が届いたら、フリガナが正しいか必ずご確認ください。\*葛巻町が本籍地の場合、通知書の発送は8月下旬を予定しています。



### 通知書に記載されたフリガナを確認！

○ 正しい場合  
届け出をする必要はありません。令和8年5月26日以降に、通知のフリガナがそのまま戸籍にも記載されます。

✕ 誤っている場合  
令和8年5月25日までに必ず届け出を！

▶ 届け出をするには？  
住民会計課の窓口や届出書を郵送で提出することで手続きできます。また、マイナポータルを使用するとオンラインで届け出することができ、便利です。

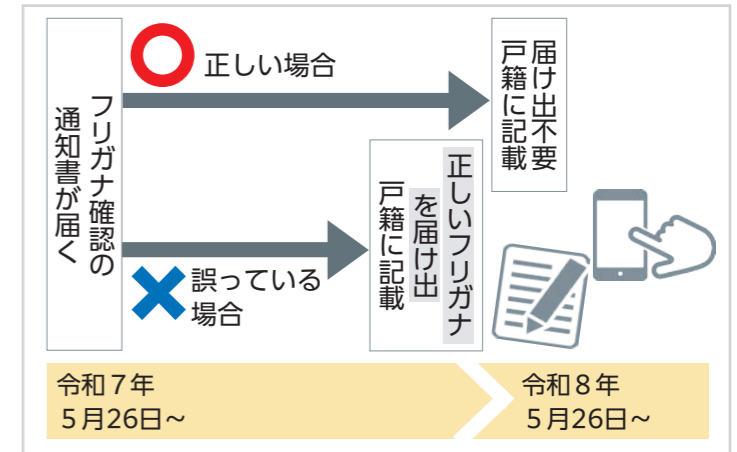
▶ オンラインでの届出方法  
(法務局YouTube)



▶ 再確認をお願いします  
すでにお持ちのパスポートや年金手続きで登録した銀行口座のフリガナと異なるフリガナを戸籍に記載した場合、パスポートや銀行口座などの名義のフリガナの変更手続きが必要になる場合があります。

### 赤ちゃんの名前のフリガナにもルール

令和7年5月26日以降、出生届により初めて戸籍に記載される赤ちゃんについては、そのフリガナが氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬというルールが設けられます。



### ⚠ 便乗詐欺にご注意ください

フリガナの届け出にあたり、法務省や市町村などの行政機関が金銭を支払うように要求することは絶対にありません。法務省から外部サイトに誘導するメールを送信することはありません。そのようなメールを受信した際、メールに記載されているURLにアクセスすることは避けましょう。

制度に関するお問い合わせは、全国共通のコールセンターをご利用ください。  
 ■ 法務省コールセンター  
 ☎0570-05-0310  
 期間：令和8年5月26日まで（土日祝日、年末年始は除く）  
 時間：8時30分～17時15分